第十二条の見出し中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に改め、「（以下「機構」を削り、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改め、「、同表第二十条の項及び第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条及び第二十九条第一項の項中「機構」とあるのは「研究所」と」を削り、同条を第十一条とする。

第十三条の見出し中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に改め、同条中「附則第十一条第一項」を「附則第十条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第十一条第三項」を「附則第十条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十四条の見出し中「附則第十二条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同条中「附則第十二条第三項」を「附則第十一条第三項」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条の見出し中「附則第十二条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同条中「附則第十二条第一項」を「附則第十一条第一項」に、「研究所が」を「機構が」に、「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「国立研究開発法人森林総合研究所（」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（」に、「研究所」を「機構」に、「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条第一項中「研究所」を「機構」に、「承継業務（法附則第十三条第五項」を「法附則第六条第一項、第八条第一項及び第十条第一項」に、「承継業務をいう。次条において同じ。）」を「業務」に改め、同条第二項の表中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同条を第十五条とする。

第十七条中「研究所」を「機構」に、「承継業務」を「法附則第六条第一項、第八条第一項及び第十条第一項に規定する業務」に改め、同条を第十六条とする。

別表中「第八条」を「第七条」に改める。

（道路運送車両法施行令等の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改める。

一　道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）第十四条

二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）別表第三第五号

三　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第三十一条第二項第十号

四　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

五　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）第十九条第二項

六　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号

七　プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令（昭和六十一年政令第二百八十七号）別表第十七号

八　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）別表第二第三十号

九　種苗法施行令（平成十年政令第三百六十八号）第四条

十　産業技術力強化法施行令（平成十二年政令第二百六号）別表第三十三号

十一　農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第七十九条第二号、第八十二条第二号、第九十七条第十八号及び第十九号、第九十八条第八号、第百八条第四号、第百十条第五号及び第六号並びに第百十二条第七号

十二　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）第九十三号

十三　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号

十四　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第七号

十五　環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令（平成十七年政令第四十二号）第一号

十六　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号

十七　独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）附則第二条

十八　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

十九　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号

二十　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第九条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三十号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号。以下「旧国立研究開発法人森林総合研究所法」という。）第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同条第四十四号中「国立研究開発法人森林総合研究所」を「旧独立行政法人森林総合研究所法第二条の独立行政法人森林総合研究所（旧国立研究開発法人森林総合研究所法第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。）」に改める。

第九条の二第百二十九号を次のように改める。

百二十九　旧国立研究開発法人森林総合研究所法第二条の国立研究開発法人森林総合研究所（旧林木育種センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧独立行政法人森林総合研究所（同日までの間におけるものを除く。）を含む。）

第九条の四第四十四号を次のように改める。

四十四　旧国立研究開発法人森林総合研究所法第二条の国立研究開発法人森林総合研究所（登録免許税法施行令の一部改正）

第十条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　生産森林組合